

# 毎月人口異動調査の概要

- 1 調査の目的 : この調査は、統計法に基づく国勢調査の実施以後、次の国勢調査の実施までの間における、県及び市町村の人口及び世帯数を推計し、人口の年齢別構成の把握等、各種行政施策の基礎資料を提供することを目的としています。
- 2 調査事項 : 出生者の男女別、出生年月  
死亡者の男女別、出生年月、世帯増減  
転入者の男女別、出生年月、世帯増減、従前地  
転出者の男女別、出生年月、世帯増減、転出先  
職権記載者及び消除者の男女別、出生年月、世帯増減
- 3 推計の方法 : 国勢調査による人口及び世帯数を基礎にして、住民基本台帳及び外国人登録の状況を基に、その後の異動データを加減して推計しています。  
現在の基礎数値は、平成 22 年国勢調査によって得た数値です。

## 利用にあたって

### 1 利用上の留意事項

- (1) 数値のまるめ この報告書の構成比、指数、増減率等の数値は単位未満を四捨五入して得た数値です。
- (2) 記号 はマイナスを示します。
- (3) この報告書に掲載されていない関連資料

市町村別・月別異動状況一覧表	県が保管
市町村別・月別移動先別表 (移動先は都道府県別)	〃
市町村別・年齢別・月別移動者数 (年齢は5歳階級別)	〃
市町村別・年齢別死亡者数	〃
市町村別・各歳別人口 (平成 23 年 4 月 1 日現在及び同年 10 月 1 日現在)	〃

### 2 用語の解説

- (1) 人口 …… 本書に掲載する人口は、月の初日午前零時現在の常住人口 (外国人を含む) です。

推計方法は、直近の国勢調査結果数値を基準人口とし、これにその後の「毎月人口異動調査」から得られる各月の住民基本台帳法・外国人登録法上の異動数を加減して求めています。

したがって、総務省が算定している「都道府県推計人口」及び「住民基本台帳人口」とは人口の定義や算出方法が異なるため合致しません。

(2) 県計人口 …… 市町村単位の人口はすべての異動を加減して推計し、この数字を積み上げて、各市計郡計等を算出していますが、県計人口は県内での転入・転出は除いて推計しているため市計と郡計を合算しても県計とは一致しません。

また、平成17年2月13日に山口村が岐阜県中津川市に編入合併していますが、それ以前の県計人口には旧山口村分を含んでいます。

(3) 自然増減 …… 出生数から死亡数を差し引いたもの。

出 生：出生届により住民票の記載をした者及び外国人で出生により新規登録をした者。

死 亡：死亡届又は失踪宣告届により住民票を削除した者及び外国人で死亡により原票を閉鎖した者。

(4) 社会増減 …… 転入数から転出数を差し引いたもの。

転 入：転入届により住民票の記載をした者及び外国人で居住地変更登録をした転入者並びに入国者。

転 出：転出届により住民票を削除した者及び外国人で新居住地の市区町村へ原票を送付した転出者並びに出国者。

(5) その他の増減 …… 職権記載数から職権削除数を差し引いたもの。

記 載：国籍取得、境界変更等で転入届がないが住民票の職権記載を行った者等。

消 除：国籍喪失、境界変更等で転出届がないが住民票の職権削除を行った者等。

(6) 年 齢 …… 平成23年10月1日 午前零時現在の年齢

(7) 年齢区分 …… 次の3区分による年齢区分の他、年齢5歳階級、各歳別人口を掲載しています。

年 少 人 口：0～14歳の人口

生 産 年 齢 人 口：15～64歳の人口

老 年 人 口：65歳以上の人口

(8) 年齢構造指数 …… 次の年齢構造指数を掲載しています。

年少人口指数：生産年齢人口に対する年少人口の比率

$$\text{年少人口指数} = \frac{0 \sim 14 \text{歳人口}}{15 \sim 64 \text{歳人口}} \times 100$$

老年人口指数：生産年齢人口に対する老年人口の比率

$$\text{老年人口指数} = \frac{\text{65歳以上人口}}{\text{15～64歳人口}} \times 100$$

従属人口指数：生産年齢人口に対する年少人口と老年人口の計の比率

$$\text{従属人口指数} = \frac{(\text{0～14歳人口}) + (\text{65歳以上人口})}{\text{15～64歳人口}} \times 100$$

老年化指数：年少人口に対する老年人口の比率

$$\text{老年化指数} = \frac{\text{65歳以上人口}}{\text{0～14歳人口}} \times 100$$

(9) 世帯……住居及び生計をともにする者の集まり、または1人で独立して住居若しくは生計を維持する者。

国勢調査の世帯の定義と、住民基本台帳法等の世帯の定義は、施設等の世帯の扱い方が異なっているので留意してください。

国勢調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

一般世帯とは次のものをいいます。

住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者  
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。

上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯とは、次のものをいいます。なお、世帯の単位は、原則として下記の、及びは棟ごと、は中隊又は艦船ごと、は建物ごと、は一人一人としています。

寮・寄宿舍の学生・生徒 - 学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

病院・療養所の入院者 - 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり

社会施設の入所者 - 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

自衛隊営舎内居住者 - 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

矯正施設の入所者 - 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり

その他 - 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など